

水田畑地化基盤整備事業実施要領

制定 平成 28 年 4 月 1 日付け整一1004
最終改正 平成 30 年 4 月 2 日付け整一 108

第 1 目的及び趣旨

- 1 米偏重からの脱却に向けた本県農業の構造改革を促進するためには、収益性の高い複合型生産構造への転換をより一層加速する必要がある。このため、本事業では、園芸作物や畑作物の生産拡大を図るため、園芸メガ団地などを対象に水田畑地化の基盤整備を実施するものである。
- 2 本事業の実施にあたっては、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 振第 2069 号農林水産事務次官通知。以下、「国実施要綱」という。）及び農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農林水産省農村振興局長通知。以下、「国実施要領」という。）に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

第 2 事業内容等

本事業は、次の細目事業で構成し、その内容、実施主体及び実施要件は別表 1 に掲げるものとする。

1 園芸作物产地形成事業

園芸メガ団地対象農地や、園芸メガ団地と一体となって園芸産地を形成する農地等の基盤整備

2 畑地化促進排水事業

農業法人等が行うモミガラ補助暗渠施工への助成

3 耕作条件改善事業

水田畑地化への取り組みを推進するため生産基盤の整備と営農定着に必要な取組への支援

第 3 事業の申請等

1 園芸作物产地形成事業

(1) 本事業を実施しようとするときは、別表 2 に掲げる事項を記載した事業計画書を作成するものとする。

(2) 本事業を実施しようとする者（以下、「事業申請者」という。）は、原則、事業採択を希望する年度の前年度の 10 月末日までに、事業計画書を添えて採択申請書（様式第 7 号）を知事に提出するものとする。

(3) 知事は、事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、事業申請者に様式第 8 号により事業の採択通知を交付するものとする。

(4) 本事業の計画を変更するときは、(2) 及び (3) に準じて行うものとする。

2 畑地化促進排水事業

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、別表 3 に掲げる事項を記載した事業実施計画書を申請主体に提出し、承認を受けるものとする。

(2) 申請主体は (1) の内容をとりまとめ、事業実施計画承認申請書（様式第 15 号）を地域

- 振興局長へ提出するものとする。
- (3) 地域振興局長は、申請主体から提出のあった事業実施計画書が本事業に定める事業要件に合致し、かつ確実に事業実施が見込めるときは、これを承認し、様式第16号により申請主体に対し通知する。
 - (4) 地域振興局長は、(3)により承認した場合、その旨を農林水産部長に報告（様式第17号）するものとする。
 - (5) 本事業の計画を変更するときは、(1)から(4)に準じて行うものとする。

3 耕作条件改善事業

- (1) 本事業を実施しようとするときは、別表4に掲げる事項を記載した事業計画書を作成するものとする。ただし、他事業と本事業のソフト支援を合わせ行う場合は、他事業と一緒に事業計画書を作成するものとする。
- (2) 本事業を実施しようとする者（以下、「事業申請者」という。）は、原則、事業採択を希望する年度の前年度の10月末日までに、事業計画書を添えて採択申請書（様式第7号）を知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、事業申請者に様式第8号により事業の採択通知を交付するものとする。
- (4) 本事業の計画を変更するときは、(2)及び(3)に準じて行うものとする。

第4 事業達成状況の報告

1 園芸作物产地形成事業

- (1) 事業申請者は、目標年度の3年前から目標年度までの毎年度、国実施要綱及び国実施要領に定める事業達成状況報告書（様式第4-1号及び様式第4-3号）及び別表5に掲げる事項を記載した作付状況報告書（様式第11号）を取りまとめ、翌年度の8月末まで報告するものとする。

2 畑地化促進排水事業

- (1) 実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施計画書（実績）（様式第13号）を申請主体に提出するものとする。
- (2) 申請主体は、事業の実施状況について記載した事業実績報告書（様式第18号）を速やかに地域振興局長へ提出するものとする。
- (3) 地域振興局長は、その内容を確認し農林水産部長に報告（様式第19号）するものとする。
- (4) 申請主体は、別表6に掲げる事項を記載した作付状況報告書（様式第20号）を作成し、原則として事業を完了した翌年度の12月まで知事に提出するものとする。

3 耕作条件改善事業

- (1) 事業申請者は、目標年度の3年前から目標年度までの毎年度、国実施要綱及び国実施要領に定める事業達成状況報告書（様式第4-1号または様式4-2、様式第4-3号）及び別表5に掲げる事項を記載した作付状況報告書（様式第11号）を取りまとめ、翌年度の8月末まで報告するものとする。

第5 経費負担及び助成

1 園芸作物产地形成事業

本事業を実施するにあたり必要となる経費の負担は、別表7のとおりとする。

2 畑地化促進排水事業

(1) 本事業を実施するにあたり必要となる経費について、別表8に定めるところにより事業実施主体及び事業申請主体に補助するものとする。

(2) 補助金交付事務の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱に定めるとおりとする。

3 耕作条件改善事業

(1) 本事業を実施するにあたり必要となる経費について、別表9に定めるところにより事業実施主体及び事業申請主体に補助するものとする。

(2) 補助金交付事務の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱に定めるとおりとする。

第6 事業実施に係る費用負担契約

1 第2の1の事業実施にあたり、事業申請者と県は、要領第3により採択通知書が交付されたときは、すみやかに様式第12号の1により事業の実施に係る費用負担契約を締結するものとする。

2 第2の1の事業の地元費用負担について事業申請者及び関係市町村長が地域振興局長と協議し、地域振興局長が適当と認めたときは、これらの三者間において様式12の2により費用負担契約を締結し、関係市町村が直接その費用負担額を県へ納入することができるものとする。

3 第2の1の事業の費用負担額に変更が生じた場合は、様式第12号の1、様式12の2により費用負担変更契約を締結するものとする。

第7 事業の推進指導体制

1 関係団体との連携

県は、事業の円滑かつ適正な推進に資するため、市町村、営農主体、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携を図りながら、推進指導を行うものとする。

2 関連施策との一体的な推進

本事業の推進にあたり、園芸作物等の産地育成対策、担い手の育成対策並びに他の補助・融資制度など、関連施策との一体的な推進に努めるものとする。

第8 その他

本要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第9 事業関係の様式

事業関係の様式は、次に掲げるとおりとする。

1 園芸作物产地形成事業、耕作条件改善事業

(1) 計画概要書 (様式第1号)

(2) 園芸作物作付計画 (様式第2号)

(3) 経費の配分及び事業計画（実績）の概要 (様式第3号)

- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| (4) 高収益作物転換促進計画（事業達成状況報告） | (様式第 4－1 号) |
| (5) 地域内農地集積促進計画（事業達成状況報告） | (様式第 4－2 号) |
| (6) 農地耕作条件改善計画（事業達成状況報告） | (様式第 4－3 号) |
| (7) 農地中間管理機構との連携概要 | (様式第 4－4 号) |
| (8) 施設の維持管理計画 | (様式第 5 号) |
| (9) 事業関係者の同意書 | (様式第 6 号) |
| (10) 事業採択申請書 | (様式第 7 号) |
| (11) 事業採択通知書 | (様式第 8 号) |
| (12) 事業変更申請書 | (様式第 9 号) |
| (13) 事業変更通知書 | (様式第 10 号) |
| (14) 作付状況報告書 | (様式第 11 号) |
| (15) 事業実施費用負担契約書（申請者と契約する場合） | (様式第 12-1 号) |
| (16) 事業実施費用負担契約書（申請者及び関係市町村長と契約する場合） | (様式第 12-2 号) |

2 畑地化促進排水事業

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 事業実施計画書（当初、変更、実績） | (様式第 13 号) |
| (2) 畑地化推進（変更）計画書、状況報告書 | (様式第 14 号) |
| (3) 事業実施計画承認申請書（当初、変更） | (様式第 15 号) |
| (4) 事業実施計画の承認について（通知） | (様式第 16 号) |
| (5) 事業実施計画（当初、変更）の承認について | (様式第 17 号) |
| (6) 事業実績報告書（申請主体→地域振興局長） | (様式第 18 号) |
| (7) 事業実績報告書（地域振興局長→農林水産部長） | (様式第 19 号) |
| (8) 作付状況報告書 | (様式第 20 号) |

附則

- 平成 28 年度事業採択申請書等の提出期限は、第 3 の規定にかかわらず平成 28 年 10 月末日までとする。
- 本要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（要領第2関係）

細目事業	事業種別及び事業内容	実施主体	実施要件
園芸作物産地形成事業	<p>1 暗渠排水 ・暗渠排水の更新・新設(補助暗渠も併せて実施可能)</p> <p>2 地下水制御装置 ・地下かんがいシステムの新設</p> <p>3 土層改良 ・客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壤改良</p> <p>4 区画拡大 ・畦畔除去、均平作業等による区画形質の変更</p> <p>5 農用地の保全 ・1～4以外の農用地の改良又は保全に必要な事業</p> <p>6 用排水路 ・用排水路の更新・補修</p> <p>7 農業用水利施設 ・農業用水利施設の更新・補修</p> <p>8 農作業道の整備 ・農区内小規模な道路の拡幅・舗装</p>	県	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国実施要綱・国実施要領の高収益作物転換型の要件を満たすこと。 ・園芸メガ団地育成事業、ネットワーク型園芸拠点育成事業等の整備計画に基づく作付けを行うこと。 ・原則として、ハード整備を実施した受益全体に高収益作物の作付を行い、3年間の作付状況報告を行うこと。
畑地化促進排水事業	<p>1 畑地化促進排水対策支援事業 (1) 基本型 ・モミガラ等による補助暗渠単独施工の実施 (2) 畑地拡大型 ・事業内容は基本型と同様 ・経営体が水稻以外の作付面積を20%以上拡大する場合に該当</p> <p>2 畑地化促進排水対策推進事業 ・申請主体による現場確認、検査、事務手続等の実施</p>	<p>1 畑地化促進排水対策支援事業 (1) 農業法人 (2) 集落営農組織 (3) 認定農業者</p> <p>2 畑地化促進排水対策推進事業 (1) 土地改良区 (2) 市町村</p>	<p>1 畑地化促進排水対策支援事業 本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画整理済みで、本暗渠が機能している水田であること。 ・施工翌年度までに水稻以外の作物の作付けが確実であること。ただし、対象作物と水稻のブロックローテーションを行う場合は、施工後3年以内に対象作物を補助暗渠施工場に作付けすること。
耕作条件改善事業	<p>1 ハード整備 ・客土、除礫、土壤改良 ・農作業道等の新設、変更 等</p> <p>2 ソフト支援 ・高収益作物導入のための取組や、省力化技術の導入等に対する支援</p>	<p>(1) 土地改良区 (2) 市町村 (3) 農業法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国実施要綱・国実施要領の要件を満たすこと。

別表2（要領第3の1の（1）関係）

事業計画書の記載事項
(1)計画概要書（様式第1号）
(2)事業の実施位置図
(3)園芸作物作付計画（様式第2号）
(4)経費の配分及び事業計画の概要（様式第3号）
(5)国実施要綱及び国実施要領に定める高収益作物転換促進計画（様式第4-1号）
(6)国実施要綱及び国実施要領に定める農地耕作条件改善計画（様式第4-3号）
(7)国実施要綱及び国実施要領に定める農地中間管理機構との連携概要（様式第4-4号）
(8)施設の維持管理計画（様式第5号）※用排水路を実施する場合のみ
(9)事業関係者の同意書（様式第6号）
(10)園芸メガ団地整備事業・ネットワーク型園芸拠点整備事業等の実施計画書

別表3（要領第3の2の（1）関係）

事業計画書の記載事項
(1)事業実施計画書（様式第13号）
(2)事業の実施位置図
(3)畑地化促進排水事業作付計画（様式第14号）

別表4（要領第3の3の（1）関係）

事業計画書の記載事項
(1)計画概要書（様式第1号）※ハード整備を実施する場合のみ
(2)事業の実施位置図
(3)園芸作物作付計画（様式第2号）※国実施要綱の高収益作物転換型を実施する場合のみ
(4)経費の配分及び事業計画の概要（様式第3号）
(5)国実施要綱及び国実施要領に定める高収益作物転換促進計画（様式第4-1号）または 国実施要綱及び国実施要領に定める地域内農地集積促進計画（様式第4-2号）
(6)国実施要綱及び国実施要領に定める農地耕作条件改善計画（様式第4-3号）
(7)国実施要綱及び国実施要領に定める農地中間管理機構との連携概要（様式第4-4号）
(8)施設の維持管理計画（様式第5号）※用排水路を実施する場合のみ
(9)事業関係者の同意書（様式第6号）

別表5（要領第4の1の（2）関係）

作付状況報告書の記載事項
(1)対象作付状況写真
(2)事業の実施位置図
(3)対象作物作付計画（実績）（様式第2号）
(4)対象作物作付位置図

別表6（要領第4の2の（4）関係）

作付状況報告書の記載事項
(1) 対象作付状況写真
(2) 事業の実施位置図
(3) 対象作物作付計画（実績）（様式第14号）
(4) 対象作物作付位置図

別表7（要領第5の1関係）

事業種別	国	県	地元
園芸作物産地形成事業	50(55)%	30%	20(15)%

※1：国庫負担は、本事業で活用する国庫補助事業の負担率

※2：（ ）は6法指定地域に適用

別表8（要領第5の2関係）

事業種別	事業型	補助内容
1 畑地化促進排水対策支援事業	(1) 基本型	(1) 業者等に作業委託する場合 作業委託費の1/3を助成する。 但し、10アール当たり12,600円を上限とする。 (2) 実施主体が直営施工する場合 10アール当たり8,400円を定額助成する。
	(2) 畑地拡大型	(1) 業者等に作業委託する場合 作業委託費の1/2を助成する。 但し、10アール当たり18,000円を上限とする。 (2) 実施主体が直営施工する場合 10アール当たり12,000円を定額助成する。
2 畑地化促進排水対策推進事業		10アール当たり800円を定額助成する。

別表9（要領第5の3関係）

事業種別	事業型	国	県	地元
耕作条件改善事業 (ハート整備)	地域内農地集積型	50(55)%	—	50(45)%
	高収益作物転換型	50(55)%	20%	30(25)%

事業種別	補助内容	補助金額
耕作条件改善事業 (ソフト支援)	条件改善推進費	300万円/年
	高収益作物転換推進費	転換割合に応じて300～500万円/年
	営農環境整備支援	国：50(55)%、地元：50(45)%
	管理省力化支援	
	品質向上支援	
	条件改善促進支援	
	高収益作物導入支援	

※1：国庫負担は、本事業で活用する国庫補助事業の負担率

※2：（ ）は6法指定地域に適用

別記 1

畑地化促進排水事業実施に際しての留意事項

第1 事業の実施主体

- 本事業の実施主体は次に掲げる者とする。

(1) 農業法人

人・農地プランに位置付けられている、又は、位置付けられることが確実な中心経営体であり、且つ、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実な法人及び個人であること。

(2) 集落営農組織

ア 代表者、規約及び機械・施設等の管理運営規定が定められていること。
イ 戰略作物の生産・販売について共同販売経理をしていること。

(3) 認定農業者

人・農地プランに位置付けられている、又は、位置付けられることが確実な中心経営体であること。

(4) 申請主体

土地改良区と市町村の区分は、土地改良区域内に位置する場合は土地改良区が申請主体に、それ以外の場合は市町村を申請主体することを原則とする。ただし、土地改良区が申請主体として成り難い場合は、市町村とする。

第2 事業要件について

- 本暗渠が機能している水田とは、本暗渠に不具合がなく効果等が発現している水田をいう。
- 対象作物を補助暗渠を施工した翌年度までに作付けすること。但し、園芸作物・畑作物の連作障害防止のため対象作物と水稻とのブロックローテーションを行う場合は、施工ほ場への対象作物の作付けを施工後3年目までに行うこと。
- 畑地拡大型の場合は、経営体が翌年度までに水稻以外の作付面積を20%以上拡大すること。
また、補助暗渠施工後3年間作付状況の報告を行うこと。

第3 助成内容等について

- 本事業では、モミガラ等を被覆材とする補助暗渠(2.5m間隔)に、隣接地からの浸透を防ぐ額縁補助暗渠を加えたものを標準とする。
- 本事業は、1への助成を原則とし、別表7(要領第5の2関係)に定めるところにより補助を行う。
- なお、現場条件等により1の施工が困難である場合は、施工延長に対する助成を行うことを可能とするが、その場合の補助額は以下のとおりとする。

(1) 基本型の場合

- 業者等に作業委託する場合は、作業委託費の1/3以内とし、補助上限額を補助暗渠1m当たり30円とする。

② 実施主体が直営施工する場合の助成額は、補助暗渠1m当たり20円とする。

(2) 畑地拡大型の場合

- ① 業者等に作業委託する場合は、作業委託費の1／3以内とし、補助上限額を補助暗渠1m当たり40円とする。
- ② 実施主体が直営施工する場合の助成額は、補助暗渠1m当たり30円とする。

第4 経費等の確認方法について

- 1 本事業へ申請する面積は、申請主体が土地台帳やそれに準ずるもので確認すること。
- 2 申請主体は、実績状況報告に添付されている契約書（写し）や施工管理などにより、施工内容を確認し、本要領の規定に基づき経費を算定するものとする。
- 3 申請主体は、参考様式1、1-1、1-2により補助額を算定すること。

第5 申請主体の業務内容及び推進費について

- 1 申請主体の業務内容及び役割
 - (1) 申請主体の業務内容は、事業の係る申請・報告や実施状況のとりまとめのほか、施工状況の確認・検査等である。また、事業実施後の作付状況の確認も行うものとする。
 - (2) 申請主体は実施主体が行う作業委託の発注や各種機械や資材また、人員の手配などについて積極的に協力するものとする。

第6 事業関係の参考様式

- 1 畑地化促進排水事業助成金額集計表 (参考様式第1号)
- 2 畑地化促進排水事業【基本型】助成金額算定表 (参考様式第1-1号)
- 3 畑地化促進排水事業【畑地拡大型】助成金額算定表 (参考様式第1-2号)

別記2

畑地化促進排水事業の施工・管理・検査等基準について

第1 目的及び趣旨

水田畑地化基盤整備事業のうち、畑地化促進排水事業の施工・管理・検査等を適正かつ円滑に行うため、補助暗渠の施工・管理・検査等基準を定める。

第2 補助暗渠の施工型

①標準施工型

額縁補助暗渠を三辺（排水路側以外）に設置し、本暗渠排水と直角方向に補助暗渠を
2. 5m間隔で設置する型。（標準図参照）

②延長施工型（施工延長に対する補助を行う場合）

標準施工型によらない施工を行う型。

第3 モミガラ補助暗渠の施工

1 施工方法

標準工法は（1）疎水材心土充填機工法とするが、施工条件に応じて、（2）、（3）、（4）の工法も実施可能とする。

（1）疎水材心土充填機工法

農用トラクタにより牽引し心土・被覆材充填を行う方法。

（2）トレンチャ工法

自走式・普通型クローラにより掘削、人力により被覆材を投入する方法。

（普通地盤及び泥炭地に適用）

（3）バックホウ工法

山積0.28m³により掘削、人力により被覆材を投入する方法。

（軟弱地盤及び礫質等の地盤でトレンチャ施工が不可能な場合）

（4）その他

2 施工上の留意事項

（1）既設本暗渠を破損等しないよう、予め本暗渠の埋設位置、深さ、埋設管外径等を確認する。

（2）降雨時は、田面の泥濘化を招くため施工は中止すること。

（3）疎水材の充填においては、適正な機械の作業速度にて実施し、所定の厚さを保つよう施工しなければならない。

第4 施工管理の実施

実施主体は工事の施工にあたり、品質と出来形を施工管理を行い、その成果を申請主体が行う完成検査時に提出しなければならない。

1. 管理項目及び規格値

(1) 標準施工型

項目	規格値	測定基準
設置間隔	±400	2 間隔(3 渠線)／1 耕区

(2) 延長施工型

項目	規格値	測定基準
施工延長	-200	総延長／1 耕区

※施工管理様式は、事業実施要領の参考様式2-1、2-2による。

2.撮影基準

項目	撮影基準
施工状況(掘削及び疎水材充填状況等)	10ha につき 1 耕区(最低 1 耕区) の割合で撮影する。(1~2 枚程度／1 耕区)
管理状況(施工管理状況等)	10ha につき 1 耕区(最低 1 耕区) の割合で撮影する。(1~2 枚程度／1 耕区)

第5 現場状況の確認

申請主体は、次のとおり施工中の状況を実施主体毎に確認し、その結果を県が行う工事完成確認検査時に提出しなければならない。

1. 確認項目及び基準

項目	確認時期	確認基準
施工状況(撮影のみ)(掘削及び疎水材充填状況等)	施工中	10ha につき 1 耕区(最低 1 耕区) 実施し、1 渠線／1 耕区(1~2 枚程度) 等

第6 検査の実施

1 申請主体検査

申請主体は、実施主体から事業実施計画書(実績)の提出を受けた場合、速やかに検査を行い、その結果を県が行う工事完成確認検査時に提出しなければならない。

(1) 検査項目及び基準

(ア) 標準施工型

項目	検査基準
設置間隔	10ha につき 1 耕区(最低 1 耕区) 実施し、2 間隔(3 渠線)／1 耕区

(イ) 延長施工型

項目	検査基準
渠線延長	10ha につき 1 耕区(最低 1 耕区) 実施し、2 渠線／1 耕区

※検査様式は、事業実施要領の参考様式2-3、2-4による。

2 検査員資格

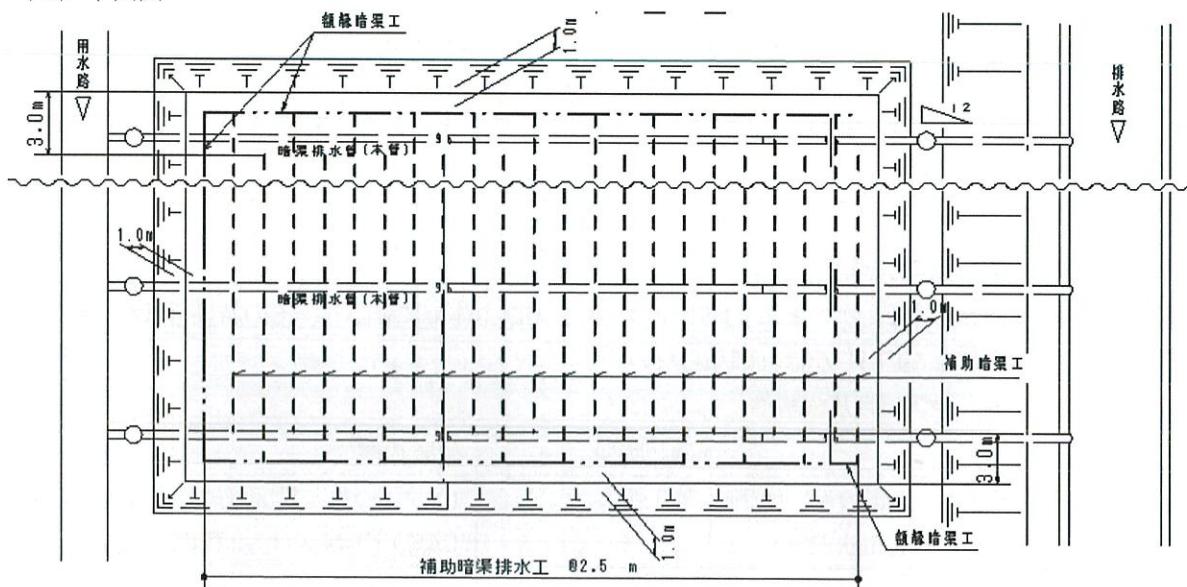
農業農村整備事業に精通している者であれば、資格及び経験年数等は特に問わない。精通している者とは、土地改良区職員、市町村の農村整備関係担当職員等である。

3 県検査

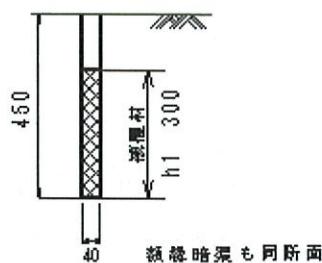
県は、申請主体から実績報告書の提出を受けた場合、すみやかに工事完成確認検査及び経理検査を行わなければならない。

第7 補助暗渠（疎水材心土充填工法）標準図

（1）平面図



（2）断面図



第8 事業関係の参考様式

- | | |
|-----------------------|-------------|
| 1 工事施工管理資料（渠線間隔）測定結果表 | (参考様式第2-1号) |
| 2 工事施工管理資料（延長延長）測定結果表 | (参考様式第2-2号) |
| 3 工事完成検査資料（渠線間隔）測定結果表 | (参考様式第2-3号) |
| 4 工事完成検査資料（渠線延長）測定結果表 | (参考様式第2-4号) |

水田畠地化基盤整備事業

秋田県 農林水産部 農地整備課

米偏重からの脱却に向けた本県農業の構造改革を促進するため、収益性の高い複合型生産構造への転換をより一層加速する必要があります。本事業では、園芸作物や畠作物の生産拡大を図るため、園芸メガ団地などを対象に水田畠地化の基盤整備を実施します。

1. 園芸作物产地形成事業

園芸メガ団地対象農地や、園芸メガ団地と一体となって園芸産地を形成する農地等の基盤整備を実施します。

<実施主体> 県

<負担割合> 国：50(55)%、県：27.5%、地元〔市町村、農家〕：22.5(17.5)%
()は5法指定地域に適用

<事業要件>

- ・園芸メガ団地育成事業やネットワーク型園芸拠点育成事業等の整備計画に基づく作付けを行うこと。
- ・原則、ハード整備を実施した受益全体に高収益作物の作付を行うこと。
- ・農地耕作条件改善事業【高収益作物転換型】の要件を満たすこと。

<事業工種>

- ・暗渠排水（地下かんがい及び補助暗渠も施工可）
- ・土層改良
- ・区画拡大
- ・用排水路や農業用水利施設の更新・補修
- ・農作業道の整備



園芸メガ団地



秋ノ宮・駒形地区（湯沢市）

大館1地区（大館市）

2. 畠地化促進排水事業

農業法人等が行うモミガラ補助暗渠施工を助成します。

<実施主体> 農業法人、集落営農組織、認定農業者

<事業内容>

（基本型）

モミガラ等による補助暗渠単独施工の実施

- ・助成内容
(1)業者等に作業委託する場合
作業委託費の1/3を助成する。
但し、10a当たり12,600円を上限とする
(2)実施主体が直営施工する場合
10a当たり8,400円を定額助成する

（畠地拡大型）

事業内容は基本型と同様。
経営体が水稻以外の作付面積を20%以上拡大する場合に該当

- ・助成内容
(1)業者等に作業委託する場合
作業委託費の1/2を助成する。
但し、10a当たり18,000円を上限とする。
(2)実施主体が直営施工する場合
10a当たり12,000円を定額助成する。

<事業要件>

- 以下のすべての要件を満たすこと。
- ・区画整理済みで、本暗渠が機能している水稻であること。
 - ・施工翌年度までに水稻以外の作物の作付けが確実であること。
(但し、対象作物と水稻のブロッククローテーションを行う場合は、施工後3年以内に対象作物を作付けすること。)



3. 耕作条件改善事業

水田畠地化への取り組みを推進するため、生産基盤の整備と営農定着に必要な取り組みを支援します。

<実施主体> 土地改良区、市町村、農業法人

<負担割合> ハード整備 国：50(55)%、県：20%、地元【市町村・農家】：30(25)%

ソフト支援 定額：300～500万円

定率：50(55)%、地元【市町村・農家】：50(45)%

()は5法指定地域に適用

<事業要件>

- ・ハード事業の受益地内の作付面積のうち1／4以上を新たに高収益作物に転換すること。
- ・農地耕作条件改善事業【高収益作物転換型】の要件を満たすこと。

<事業内容>

(ハード整備)

暗渠排水（地下かんがい・補助暗渠）、土層改良、区画拡大、農作業道の整備 等



暗渠排水



土層改良



農作業道の整備

(ソフト支援)

高収益作物導入のための取り組みや、省力化技術の導入等に対する支援 等



技術習得のための研修会



販売先の商談



種子・肥料等に対する支援 パッケージ等のデザイン検討



ソフト支援の具体例

定額助成：技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での技術講習 等

定率助成：実証展示場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等

※ほ場整備実施地区においては、【高収益作物関連支援事業】により支援しています。

【お問い合わせ先】

◆秋田県農林水産部農地整備課農地整備班

TEL 018-860-1824

◆鹿角地域振興局農林部農村整備課

TEL 0186-23-2243

◆北秋田地域振興局農林部農村整備課

TEL 0186-62-3900

◆山本地域振興局農林部農村整備課

TEL 0185-52-1231

◆秋田地域振興局農林部農村整備課

TEL 018-860-3394

◆由利地域振興局農林部農村整備課

TEL 0184-22-7554

◆仙北地域振興局農林部農村整備課

TEL 0187-63-6117

◆平鹿地域振興局農林部農村整備課

TEL 0182-32-9509

◆雄勝地域振興局農林部農村整備課

TEL 0183-73-6135

戦略作物生産拡大基盤整備促進事業

秋田県 農林水産部 農地整備課

戦略作物の品質や収量の大幅な向上による高収益農業を実現するため、暗渠排水や土層改良などの面的整備や農業用用排水施設等の補修や更新など、地域の実情に応じたきめ細かな整備を実施します。

事業内容: 整備済地域（過去のほ場整備事業で20a以上に整備された地域）を対象

県
営

〈負担割合〉 国50（55）%、県27.5%、地元[市町村、農家]22.5（17.5）%

〈受益面積〉 20ha以上（中山間地域等10ha以上）

（※水利施設整備型は1路線の末端支配面積が5ha以上）

〈事業費〉 ※200万円以上1億円未満（※水利施設整備型は3,000万円以上1億円未満）

団
体
営

〈負担割合〉 国50（55）%、県10%、地元[市町村、農家]40（35）%

〈受益面積〉 5ha以上（中山間地域等2ha以上）

〈事業費〉 200万円以上3,000万円未満（※水利施設整備型も同様）

農地整備型

農地整備（※基幹工種）

暗渠排水



区画拡大



土層改良
(客土、除礫 等)



地下かんがい・モミガラ補助暗渠
(※地下かんがいと併せ行う場合に限る)



基幹工種と合わせて実施可能な工種

農業用用排水施設

用排水路、
農業用水利施設の
補修・更新 等



農作業道の整備

小規模な道路の
拡幅、舗装 等



水利施設整備型

農業用用排水施設（※基幹工種）

用排水路

（補修・更新 等）



農業用水利施設
(補修・更新 等)



基幹工種と合わせて実施可能な工種

土層改良
(客土、除礫 等)



区画拡大



暗渠排水



（国）農地耕作条件改善事業を活用

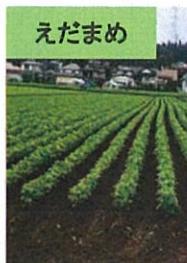
※国庫補助事業の要件を達成すること。

※戦略作物と園芸作物の作付要件を満たすこと。

（国）農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用

期待される効果

きめ細かな農地整備等による戦略作物の高品質・高収量の確保



きめ細かな整備 イメージ図



【お問い合わせ先】

- ◆秋田県農林水産部農地整備課農地整備班
- ◆鹿角地域振興局農林部農村整備課
- ◆北秋田地域振興局農林部農村整備課
- ◆山本地域振興局農林部農村整備課
- ◆秋田地域振興局農林部農村整備課
- ◆由利地域振興局農林部農村整備課
- ◆仙北地域振興局農林部農村整備課
- ◆平鹿地域振興局農林部農村整備課
- ◆雄勝地域振興局農林部農村整備課

- | | |
|-----|--------------|
| TEL | 018-860-1824 |
| TEL | 0186-23-2243 |
| TEL | 0186-62-3900 |
| TEL | 0185-52-1231 |
| TEL | 018-860-3394 |
| TEL | 0184-22-7554 |
| TEL | 0187-63-6117 |
| TEL | 0182-32-9509 |
| TEL | 0183-73-6135 |

ほ場の石礫除去
良質土の撒入等も実施できます。